

道路法第47条の3に係る行政処分等の発出基準について

平成25年1月30日付け国道交第106号の2

各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局、都道府県、政令指定市、高速道路株式会社、日本高速道路保有・債務返済機構、都市高速道路公社担当部長あて道路交通管理課長通達

「道路法第47条の3に係る行政処分等の基準の細部取扱いについて」（平成25年1月30日付け国道交第106号。以下「細部通達」という。）に基づく警告書、措置命令書の発出基準及び行政指導内容の公表基準を下記のとおり定めたので、今後、警告、措置命令及び公表を行う際は

（以下、地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局向け）
本通達により適切に処理することとされたい。

（以下、都道府県向け）
参考とされたい。また、貴管内道路管理者に対しても、この旨参考周知方お取り計らい願いたい。

（以下、政令指定市、高速道路機構、高速道路会社、高速道路公社向け）
参考とされたい。

記

- 1 細部通達表1の車両諸元の程度は表1によるものとする。
- 2 細部通達第3の2の規定により警告書を発出する基準は表2によるものとする。
- 3 細部通達第4の2(3)の規定により公表を行う基準は表3によるものとする。

附則 この通達は、平成25年3月1日から適用する。

表 1 車両諸元の程度と措置内容

	制限値		許可有無	警告	措置命令 (徐行等)	措置命令 (軽減・通行中止)
幅	2.5m		無許可 車両	2.5m 超過 3.0m 以下	3.0m 超過 3.25m 以下	3.25m 超過
			許可 車両	許可幅超過 3.0m 以下	許可幅超過 かつ 3.0m 超過 3.25m 以下	許可幅超過 かつ 3.25m 超過
高さ	3.8m [4.1m]		無許可 車両	3.8m 超過 4.1m 以下 [4.1m 超過 4.3m 以下]	4.1m 超過 4.3m 以下 [4.3m 超過 4.5m 以下]	4.3m 超過 [4.5m 超過]
			許可 車両	許可高さ超過 4.1m 以下 [許可高さ超過 4.3m 以下]	許可高さ超過 かつ 4.1m 超過 4.3m 以下 [許可高さ超過 かつ 4.3m 超過 4.5m 以下]	許可高さ超過 かつ 4.3m 超過 [許可高さ超過 かつ 4.5m 超過]
長さ	12m		無許可 車両	12m 超過		
			許可 車両	許可長さ超過		
総重量	20t [25t]	単車	無許可 車両	20t 超過 30t 以下 [25t(※車両の通行の 許可の手続等を定め る省令第1条の表中に 掲げる値)超過 30t 以下]	-	30t 超過
			許可 車両	許可総重量超過 30t 以下 [許可総重量超過 かつ 25t(※車両の通 行の許可の手続等を 定める省令第1条の表 中に掲げる値)超過 30t 以下]	-	許可総重量超過 かつ 30t 超過

	連結車 (2軸牽引車)	無許可 車両	20t 超過 36t 以下 [25t(※車両の通行の 許可の手續等を定め る省令第1条の2の表 中に掲げる値) 超過 36t 以下]	36t 超過 37t 以下	37t 超過
		許可 車両	許可総重量超過 36t 以下 [許可総重量超過 かつ 25t(※車両の通 行の許可の手續等を 定める省令第1条の2 の表中に掲げる値) 超過 36t 以下]	許可総重量超過 かつ 36t 超過 37t 以下	許可総重量超過 かつ 37t 超過
	連結車 (3軸牽引車)	無許可 車両	20t 超過 41t 以下 [25t(※車両の通行の 許可の手續等を定め る省令第1条の2の表 中に掲げる値) 超過 41t 以下]	41t 超過 42t 以下	42t 超過
		許可 車両	許可総重量超過 41t 以下 [許可総重量超過 かつ 25t(※車両の通 行の許可の手續等を 定める省令第1条の2 の表中に掲げる値) 超過 41t 以下]	許可総重量超過 かつ 41t 超過 42t 以下	許可総重量超過 かつ 42t 超過

※許可車両とは、細部通達第1の3、4に示す特殊車両で、当該車両に許可証を備え付けているものをいう。

※取締基地における取締りの実施後に通行を予定している道路上に当該車両の通行の障害となる箇所（橋梁・トンネル・狭小幅員等）があり、かつ、当該障害箇所に当該車両を通行させることを確認した場合は、その内容に関しても措置内容の決定に考慮するものとする。

表2 自動計測装置の計測結果に基づく警告書発出基準

1回目	軸重 20t 超過	過去 1 か月以内に 2 回以上の違法通行を確認
	軸重 20t 以下	過去 3 か月以内に 20 回以上の違法通行（軸重 20t 超過による 1 ヶ月毎 1 回以下の違法通行を累積回数に含む。）を確認
2回目以降	軸重 20t 超過 （過去に軸重 20t 超過による違法通行のみで警告書を発出されていない場合）	前回の警告書発出以降で、過去 1 か月以内に 2 回以上の違法通行を確認
	軸重 20t 超過 （過去に軸重 20t 超過による違法通行のみで警告書を発出されている場合）	前回の軸重 20t 超過による警告書発出以降 1 か月以内に 1 回以上の軸重 20t 超過による違法通行を確認
	軸重 20t 以下 （過去に軸重 20t 超過による違法通行のみで警告書を発出されていない場合）	前回の警告書発出以降で、過去 3 か月以内に 20 回以上の違法通行（軸重 20t 超過による 1 ヶ月毎 1 回以下の違法通行を累積回数に含む。）を確認
	軸重 20t 以下 （過去に軸重 20t 超過による違法通行のみで警告書を発出されている場合）	前回の警告書発出以降で、過去 3 か月以内に 20 回以上の違法通行（軸重 20t 超過による違法通行を累積回数に含まない。）を確認

※ 1 回目の発出は、当該違法通行を確認した日から過去 1 年以内に自動計測装置により違法通行を確認されて警告書が発出されていない場合に行うもの。

※ 2 回目以降の発出は、当該違法通行を確認した日から過去 1 年以内に自動計測装置により違法通行を確認されて警告書が発出されている場合に行うもの。

表 3 公表基準

(ア)	右記の警告を受けた運行管理者等に対する是正指導を累積で 2 回実施した場合	②
(イ)	右記の警告を受けた運行管理者等に対する是正指導を累積で 4 回実施した場合	①② 但し、(ア)の場合を除く
(ア)(イ)において、直近の警告を受けた日から 1 年を経過する日をもって、累積回数は消滅するものとする。		

(凡例)①その使用している特殊車両を法第 47 条第 2 項の規定に、又は法第 47 条の 2 第 1 項の規定により道路管理者が付した条件に繰り返し違反して通行させたことを確認された者に対する警告。

②法第 47 条第 2 項の規定に違反し、若しくは法第 47 条の 2 第 1 項の規定により道路管理者が付した条件に違反して特殊車両を通行させた者に対する措置命令（通行の中止、総重量の軽減）を行い、後日運行管理者等に対する警告。